

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

- 事業所の名称 株式会社チェッカーサポート 青森営業所
- 事業所の所在地 青森県青森市中央1丁目25番9号 AQUA青森中央ビル603区
- 許可番号 派13-130070

① 2026年6月1日付け 派遣労働者数

2人

② 2025年度 派遣先事業所数(実数)

5事業所

③ 2025年度(2024年10月1日～2025年9月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

15,079円(8時間 全業務平均)

④ 2025年度(2024年10月1日～2025年9月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

8,878円(8時間 全業務平均)

⑤ 2025年度(2024年10月1日～2025年9月30日) マージン率

41.1%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

【補足】

賃金以外の額は、社会・労働保険料、福利厚生・教育研修、事業運営等の費用で構成されております。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2027年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

初回契約時に赴任前の新規採用者訓練を行っています。また、全ての派遣労働者(1年以上の雇用見込のある方)の方に法令に基づいたキャリアコンサルティング及び教育訓練を行っています。

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
キャリア形成スキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ビジネス・ヒューマンスキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
テクニカル・専門スキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給